

◇補助132号線の事業認可を取得しました

日頃より、区の道路行政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。
区では「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき、

**都市計画道路補助132号線（以下、補助132号線）について
事業認可※を令和2年4月7日に取得しました。**

※杉並区の事業認可申請に対し、東京都より十分な公益性や必要性が認められたため、杉並区が本格的に事業に取り組むことが可能となる法的手続きのこと

事業認可を取得すると、事業がよいよ始まるんだね。



◇事業認可の内容は？

- 区間：杉並区上荻四丁目（青梅街道）～杉並区西荻北三丁目
- 延長：606m ○幅員：16m（車道9m+両側歩道3.5m）
- 事業期間：令和2年4月7日から令和12年3月31日（約10年間）

今回の事業認可区間は、606mなんだね。



◇どこの範囲？



◇事業認可されると、どんな制限が発生するの？

① 建築等の制限（都市計画法第65条）

- ・事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築や工作物の建設、移動の容易でない物件（5トンを超える物件）の設置や堆積などを行うには、杉並区長の許可が必要となります。

建築や土地の形質の変更時及び土地建物を売買する時は、区に事前に相談してね。

② 土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

- ・事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする方は、その土地建物等の予定対価の額や買い主などの事項を書面で杉並区に届け出なければなりません。
- ・届出があった後、30日以内は、当該土地建物等を譲り渡すことはできません。杉並区においても買い取りのご相談をさせていただきます。



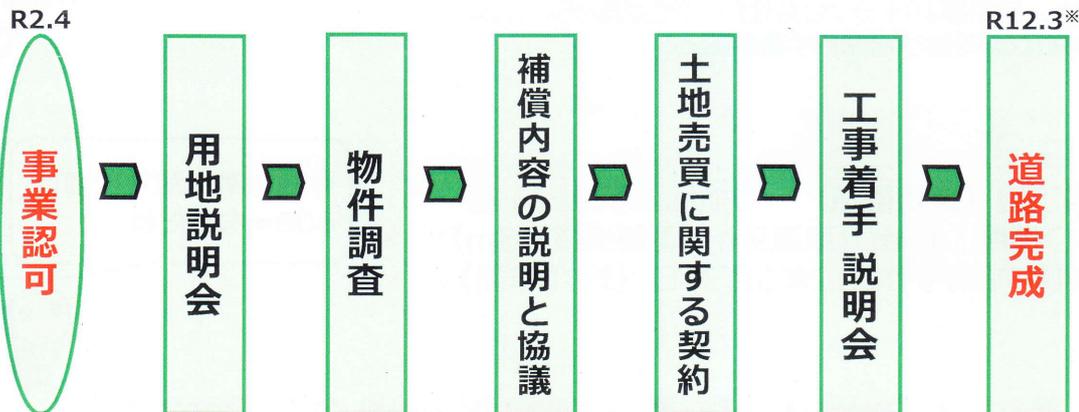
◇事業認可されると、どんな効果が発生するの？

○法的な請求（土地収用法）

土地所有者又は土地に関して権利をお持ちの方で、早期に土地等の補償金の支払いを希望される方については、土地収用法で定める一定の条件の下に区に対して裁決申請の請求と併せて補償金の支払いを請求することができます。

まずは任意での協議を進めたいと考えておりますので、早期の売却をお考えの方等は、区用地担当までご連絡をお願いいたします。

◇今後の流れ（予定）



※今後、用地取得の進捗状況や関係機関協議により、変更となる可能性があります。

都市計画道路って、事業が始まってから完成まで、長い期間かかるんだね。



◇今後の整備の進め方

工事の施工性や安全性を考慮し、青梅街道側から整備する予定です。なお、今後の用地取得状況に応じて、適宜施工計画の見直しをしながら事業を進めていきます。

◇よくあるご質問

Q：事業に関する説明は、事業認可取得後も、地域に対して知らせてくれるの？

A：事業認可取得については、東京都公報、区公式ホームページ、広報すぎなみ及びニュース等でお知らせをしています。

今後、オープンハウスや工事説明会を開催するとともに、事業の進捗状況や今後のスケジュール等について、ホームページの更新やニュースを発行する等、周知していきます。

Q：優先整備路線のうち、今回の事業認可区間以外の整備は、いつ、どの様に行うの？

A：今回の事業認可区間の進捗状況に応じて、検討を進め決定していきます。

都市計画線内の方

Q：物件調査をする際は、家の中にはいるの？

A：物件調査の際は、建物の構造や建材のほか、家財道具の量なども把握する必要があることから、建物の内部調査をさせていただきます。そのため、建物所有者および居住されている方の立会いをお願いいたします。

また、建築確認申請書（控）などの資料がありましたらご用意をお願いいたします。

◇整備イメージ



【お問合せ先】 杉並区 都市整備部 土木計画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 電話 03-3312-2111

都市計画道路の事業に関すること(内線:3425,3426)、用地補償に関すること(内線:3427,3428)

補助132号線の取組み状況について、右記QRコード、杉並区公式ホームページより閲覧できます
トップページ > 暮らしのガイド > まちづくり > 都市計画制度 > 都市計画道路補助132号線

